

## 厚生労働大臣の定める掲示事項

### 【入院基本料に関する事項】

全ての病棟では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

(障害者施設等入院基本料 7 対 1 の入院基本料算定)

#### 3 階病棟

朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。

夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 15 人以内です。

#### ひまわり病棟 1 階

朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。

夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 19 人以内です。

#### ひまわり病棟 2 階

朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。

夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 19 人以内です。

#### ひまわり病棟 3 階

朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。

夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 19 人以内です。

(ただし、土曜・日曜・祝祭日は職員数が少ないことがあります。)

### 【入院時食事療養について】

当院は入院時食事療養(1)の届出をおこなっており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

配膳時間(朝食 7 時 45 分)(昼食 12 時 00 分)(夕食 18 時 00 分)

医師の発行する食事せんに基づき、糖尿病食をはじめとした特別食を提供しております。

病棟内の食堂で食事ができるスペースを設置しております。

1 食あたりの負担額 ① 一般 510 円

② 住民税非課税の世帯に属する方(③を除く) 240 円

③ ②のうち、所得が一定基準に満たない方など 110 円

### 【明細書の発行状況に関する事項】

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口へその旨お申し出ください。

## 【保険外負担に関する事項】

### (1)選定療養費 初診時 2,200 円

他の保険医療機関等からの紹介状をお持ちでない方は、初診時に係る選定療養費を別途お支払いいただくことになります。また、医師の指示なく3ヶ月以上受診されていない場合にもお支払いいただきますので、ご了承願います。なお、医師の指示に基づく3ヶ月以上経過後の受診、救急車による緊急来院等の場合は、この限りではありません。当院を受診される際は、是非かかりつけ医からの紹介状をお持ち下さい。また、健康診断の結果により当院の受診が必要となった方は、「健康診断結果表」を「紹介状」として、該当する診療科にて対応いたします。

### (2)入院期間が180日を超える入院の保険外併用療養費の徴収について

健康保険法の規定に基づき、入院期間が通算180日を超えた日より入院基本料が15%減額されるため、その差額を保険外併用療養費(自費)としてご負担頂きます。

負担額 1日につき 2,200 円

重症心身障害児者(ひまわり)病棟に入院の患者さんは対象外となるほか、下記の状態である患者さんについても対象外となります。

- ①難病患者等入院診療加算を算定している
- ②重症者等療養環境特別加算を算定している
- ③重度の肢体不自由者(脳卒中後遺症、認知症を除く)、脊髄損傷等の重度障害者(脳卒中後遺症、認知症を除く)、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等
- ④悪性新生物に対する腫瘍用薬(重篤な副作用を有するものに限る)を投与している状態
- ⑤悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態
- ⑥ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔洗浄を実施している状態(当該月に2週以上実施)
- ⑦人工呼吸器を使用している状態(当該月に1週以上使用)
- ⑧人工腎臓、持続緩徐式血液濾過(各週2日以上)又は血漿交換療法(当該月2日以上)を実施している状態
- ⑨全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態(当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る)
- ⑩末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態
- ⑪呼吸管理を実施している状態(①気管内挿管、②気管切開術、③酸素吸入施行(②③はランクB以上))
- ⑫頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態
- ⑬肺炎等に対する治療を実施している状態
- ⑭集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者
- ⑮15歳未満の患者
- ⑯児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援を受けている患者
- ⑰児童福祉法第20条の育成医療を受けている患者
- ⑱造血幹細胞移植又は臓器移植後の拒絶反応に対する治療を実施している患者

## 【後発医薬品の使用について】

当院では、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。ご不明な点がありましたら、医師または薬剤師にお尋ねください。

### 【一般名処方について】

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても一般処方名によって患者様に提供しやすい様、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

### 【長期収載品の選定療養費について】

令和6年度診療報酬改定により令和6年10月1日から長期収載品(後発医薬品がある先発医薬品)を患者様の希望で使用する際に選定療養費として自己負担が発生します。

対象となる医薬品

外来患者様の院外処方、院内処方

後発医薬品が発売され、5年以上が経過した先発医薬品(準先発医薬品も含む)

後発医薬品への置き換え率が50%以上を超える先発医薬品

対象外となる場合

医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合

在庫状況等などにより後発医薬品の提供が困難な場合

バイオ医薬品

自己負担額

長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1

※別途消費税が課税されます

### 【外来腫瘍化学療法診療料1について】

専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、患者様からの電話等による緊急の相談に24時間対応できる連絡体制が整備されています。

急変時等の緊急時に入院できる体制が確保されています。

実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価する委員会を開催しています。

### 【連携充実加算(外来腫瘍化学療法診療料)について】

当院では、他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整備しています。

### 【コンタクトレンズ検査料について】

初診料 291点

外来診療料 76点

コンタクトレンズ検査料1 200点

当院で過去に「コンタクトレンズ検査料」が算定されている場合には、外来診療料となります。

担当医師 田中 健悟 経験年数 4年(令和7年4月現在)

## 【医療情報取得加算】

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

初診時 1 点

再診時(3月に1回) 1 点

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力を  
お願いします。

## 【医療 DX 推進体制整備加算】

当院では、医療 DX 推進体制整備について以下のように対応します。

オンライン請求を行っています。

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用して診療を実施しています。

マイナ保険証利用の促進など、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制に取り組んでいます。(導入予定)

## 【歯科初診料の注1に規定する基準(歯初診)】

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師が院内感染防止対策や新興感染症に対する標準予防策の徹底を図っています。

また、職員を対象とした院内研修を実施し、感染予防対策の知識と実践力の向上に努めています。



医疗DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

# 基本診療料等の届出状況

## 事項

### 入院基本料

障害者施設等入院基本料(7:1)

看護補助加算、夜間看護体制加算

### 入院基本料等加算

診療録管理体制加算2

医師事務作業補助体制加算1 (40 : 1)

特殊疾患入院施設管理加算

療養環境加算

重症者等療養環境特別加算

強度行動障害入院医療管理加算

栄養サポートチーム加算

医療安全対策加算1

医療安全対策地域連携加算1

感染対策向上加算1

後発医薬品使用体制加算1

データ提出加算1

入退院支援加算1

入院時支援加算

認知症ケア加算2

R7.4.1現在

# 特掲診療料等の届出状況

## 事項

### 医学管理料

外来栄養食事指導料 注2  
糖尿病合併症管理料  
がん性疼痛緩和指導管理料  
がん患者指導管理料イ  
がん患者指導管理料ロ  
がん患者指導管理料ハ  
糖尿病透析予防指導管理料  
二次性骨折予防継続管理料3  
夜間休日救急搬送医学管理料  
外来腫瘍化学療法診療料1  
連携充実加算  
がん薬物療法体制充実加算  
ニコチン依存症管理料  
開放型病院共同指導料 I  
がん治療連携計画策定料  
薬剤管理指導料  
検査・画像情報提供加算  
電子的診療情報評価料  
医療機器安全管理料1

### 在宅医療

在宅患者訪問看護・指導料  
持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）

### 検査

検体検査管理加算（Ⅲ）  
植込型心電図検査  
皮下連続式グルコース測定  
コンタクトレンズ検査料1  
小児食物アレルギー負荷検査

### 画像診断

画像診断管理加算2  
CT撮影及びMRI撮影（CT撮影）（64列以上）  
冠動脈C T撮影加算  
大腸C T撮影加算  
CT撮影及びMRI撮影（MRI撮影）（3テスラ以上）  
心臓M R I撮影加算  
小児鎮静下MRI撮影加算

### 投薬

抗悪性腫瘍剤処方管理加算

### 注射

外来化学療法加算 I  
無菌製剤処理料

### リハビリテーション

脳血管疾患等リハビリテーション料 I  
廃用症候群リハビリテーション料 I  
運動器リハビリテーション料 I  
呼吸器リハビリテーション料 I  
障害児(者)リハビリテーション料  
がん患者リハビリテーション料  
集団コミュニケーション療法料

### 処置

医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1  
医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算1  
医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1

### 手術

医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1  
医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1  
医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1  
医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術  
脊髄刺激装置植込術・脊髄刺激装置交換術  
経皮的冠動脈形成術  
経皮的冠動脈ステント留置術  
ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術  
大動脈バルーンパンピング法（IABP法）  
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術  
胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）  
輸血管理料 II  
輸血適正使用加算 2  
人工肛門・人工膀胱造設術前処置  
胃瘻造設時嚥下機能評価加算

### 麻酔

麻酔管理料 I

### 入院時食事療養費

入院時食事療養（I）